

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和6年度第2回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和6年10月9日(水) 10:00~11:00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 4名/5名中	星 信子、加藤 智恵、菊地 秀一、藪 淳一(敬称略)
傍聴者数	1名

議事	概要
1. 利用定員の設定について	【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】 本日の部会は、 ・「利用定員の設定について」 ・「認定こども園の整備計画及び認可・認定について」 ・「地域型保育事業の設置者変更に伴う認可について」 に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。 なお、整備計画の承認と認可等についての審議は、非公開で行うこととし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。 【事務局説明】 ○資料1-1「利用定員の設定」を用いて説明 幼稚園型認定こども園4件、幼保連携型認定こども園1件、保育所型認定こども園23件、小規模保育事業A型1件の合計29件について、新たに利用定員の設定を行うものである。なお、小規模保育事業A型1件に関しては、別法人への設置者変更に伴うものであり、定員の設定内容に変更はない。 利用定員の増減数は、2・3号はプラス158人、1号はマイナス261人となる。 ○資料1-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明 全市として1・2歳は認可保育所等の廃止や定員変更などの影響もあり、若干の不足となっているものの、現在「札幌市子ども・子育て会議」で審議中の次期計画においては、就学前児童数の減少などから、すべての区において充足する見込みとなっている。また、2号については、2号保育としては不足しているものの、2号教育と合算すると充足する状況になっている。 今後の供給量確保については、現在策定中の次期計画に基づいて取り組んでまいりたいと考えている。

2. 認定こども園（幼稚園からの移行）の整備計画及び認可・認定について	【委員意見・質問なし】 上記の説明の後、提示した利用定員の設定は、この後審議する整備計画の承認を前提として承認された。 【事務局説明】 ○資料2「認定こども園（幼稚園からの移行）の移行計画及び認定」を用いて説明 今回の審査対象は、幼稚園型認定こども園への移行4件となっているが、札幌市の審査においては、審査基準の各項目（「1 事業計画との整合性」、「2 事業者の適格性」、「3 設備」、「4 運営」、「5 資金計画」、「6 設置主体の事業実績」、「7 準備状況」）について、全て「適」とし、総合評価においても「適」と判断した。 【主な委員意見・質問】 ○が委員の発言 →が事務局回答 ○学級編制について、園によって学級数に幅があるが、必要な基準を満たすのであれば、各園の判断で決定して問題ないということか。 →基準を満たしていれば、特に問題ない。 ○現在、札幌市内において、0歳児の受け入れを行っている幼稚園型認定こども園はないと思うが、「(仮称) 認定こども園札幌第一幼稚園」については、幼保連携型認定こども園の基準を一部満たさない所があったということか。 →当該園は、既存の園舎建物について、一部改修工事を実施する予定だが、幼保連携型認定こども園の基準を満たすまでの工事は行わないことから、幼稚園型認定こども園に移行するものである。 ○幼稚園型を選択することで、幼保連携型より、職員の配置基準等といった運営上の基準が緩和されるということにはならないと理解してよいか。 →そのように理解していただいて問題ない。 上記の質疑の後、認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。 【事務局説明】 ○資料3「認定こども園（保育所からの移行）の移行計画及び認可・認定」を用いて説明 今回の審査対象は、幼保連携型認定こども園への移行が1件、保育所型認定こども園への移行が1件となっているが、札幌市の審査においては、審査基準の各項目（「1 事業計画との整合性」、「2 事業者の適格性」、「3 設備」、「4 運営」、「5 資金計画」、「6 設置主体の事業実績」、「7 準備状況」）について、全て「適」とし、総合評価においても「適」と判断した。
3. 認定こども園（保育所からの移行）の整備計画及び認可・認定について	

移行)の移行計画及び認可・認定について	も園への移行が23件の合計24件である。全ての案件が改修工事などを行わずに、既存施設をそのまま活用して移行する予定となっている。 審査結果一覧に関して、各項目の内容は資料2と同じ内容を確認しているため、説明は割愛するが、札幌市の審査においては、これらについても全て「適」とし、総合評価においても「適」と判断した。 【主な委員意見・質問】 ○が委員の発言 →が事務局回答 ○代替園庭に関して、ある園が公園を利用していた際、一般の児童の邪魔にならないよう、保育士が非常に気を遣っていたことに驚いたことがある。実際に、市民の方から、園の代替園庭利用について苦情が来ることはあるのか。 →一定数寄せられることがある。園の方々としても、例えば利用時間をずらすなど、一般の市民の方々に配慮しながら代替園庭を利用しているのが実態だと思われる。 ○市民の方からの苦情等については、主に市の方に寄せられているのか。また、園にその旨を情報提供することはあるか。 →市に寄せられることもあれば、直接園に寄せられることもある。また、対象園の特定が可能な場合は、必要に応じて市から園に情報提供を行っている。 ○今回新たに認定する認定こども園のうち、代替園庭を利用する園はどのくらいか。 →保育所型認定こども園23件中、11件が代替園庭を利用予定。 上記の質疑の後、認可・認定申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可・認定することが適当であるとの条件を付した上で承認された。
4. 地域型保育事業の設置者変更に伴う認可について	【事務局説明】 ○資料4「地域型保育事業（設置者変更）の認可」を用いて説明 現在の運営法人が、経営状況の悪化により、今後継続的に運営していくことが難しくなったことから、当該法人の関係者が理事を務めている学校法人に事業譲渡を計画しているものである。なお、児童福祉法には、地域型保育事業の設置者変更に係る規定がないことから、一度事業を廃止した上で新たに認可を行う手続きが必要になるため、今回お諮りする。 設置者変更にあたり、施設名称は変更しない予定で、設定する利用定員も現在の利用定員と同数。また、引き続き入所を希望する在園児全員の入所を継続する。 札幌市の審査においては、新設時と同様の確認を行っており、審査結果「適」と判断したことから、本件設置者の変更について、特段問題はないものと考えている。

	【主な委員意見・質問】 ○が委員の発言 →が事務局回答 ○対象施設については、現状、どの程度利用者がいるのか。 →19 人定員のうち、利用者は 15～16 名程度。 ○直近では、保育所等が突然閉園するといった事案等も発生しており、今後、小規模保育事業等においては、経営が立ち行かなくなるような事態に陥る可能性もあると考えている。仕方ないことなのかもしれないが、やはり、入所する子どもたちが困らないよう、札幌市においても各園の状況等をなるべく注視していただき、適正な支援を継続していただけるとありがたい。 上記の説明の後、認可申請時点において計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付したうえで承認された。
--	--